

### ③ 議決権要件

#### ○ 構成員

合名会社、合資会社、合同会社 → 社員  
株式会社 → 株主

社員・株主は、次に掲げる者(注)の有する議決権の合計が総議決権の過半を占めなければなりません。また、農事組合法人にあつては、農協法による一定の制限があります。

(注)「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」5条に規定する承認会社で、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての「次に掲げる者」の適用は、次のようになります。

「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第6条に規定する承認事業計画に従って同法第2条第2項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第5条に規定する承認会社」

① その法人に対し、農地（農地、採草放牧地）を提供（農地の所有権の移転又は使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借権、賃借権）の設定・移転）した個人又その一般承継人並びに設定若しくは移転に関し許可を申請している個人。農地中間管理機構を通して利用権設定をした農地の所有者も農地の提供者に該当します。

② その法人の農業に常時従事する者

常時従事する者とは、次の基準に該当する者をいいます。

a 年間労働150日以上従事する者

b 150日未満でも次の場合

$$150 \text{ 日} > \frac{\text{その法人の農業に必要な年間総労働日数}}{\text{法人の構成員の数}} \times \frac{2}{3} \geq 60 \text{ 日}$$

構成員1人当たりの平均労働日数の3分の2以上、最低でも60日以上が必要労働日数とされています。

**C その法人の農業に従事する日数が年間60日未満の者に  
あっては次の場合**

その法人に農地等を提供しており、かつ、次の2つの算式で算出される  
日数のどちらか大である日数以上その法人の事業に従事している事

$$A:60日 > \frac{\text{その法人の農業に必要な年間総労働日数}}{\text{法人の構成員の数}} \times \frac{2}{3}$$

$$B:60日 > \frac{\text{その法人の農業に必要な年間労働日数}}{\text{その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地等面積}} \times \frac{\text{その構成員の農地等提供面積}}{\text{その法人の耕作又は養畜の事業の用に供している農地等面積}}$$

- ③ 当該法人に耕起、田植え等の農産物を生産するために必要な基幹的な農作業の委託を行っている人
- ④ その法人に農地等を現物出資した農地中間管理機構
- ⑤ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会

**※ 農業経営基盤強化促進法 第14条 農地法の特例**

「関連事業者等が経営改善計画に従って農地所有適格法人に出資する場合は、これを農地の権利提供者や常時従事者等の農業内部による出資に含める」という特例。

ただし、この関連事業者等からの出資は、農家個人や農地所有適格法人が出資する場合を除いては、基盤法施行規則第14条で2分の1未満に制限されています。

これは、農地の権利提供者や常時従事者でなくても、農業者や農地所有適格法人であれば農業経営改善計画に位置付けることで農地所有適格法人に2分の1以上の出資ができ、それ以外の関連事業者が2分の1未満の範囲で出資したものは農業内部の出資とみなされるため、農地の権利提供者や常時従事者等の出資が少なくても、農地所有適格法人の議決権要件を満たしやすくなります。